

2 「のびのびあおもり子育てプラン」（前期計画）策定の経緯

	年 月 日	事 項
1	平成25年 8月5日	第1回青森県子どもと子育てに関する調査検討委員会開催 ○青森県子どもと子育てに関する調査の概要について ○子どもと子育てに関する調査の調査内容について
2	平成25年 9月2日	第2回青森県子どもと子育てに関する調査検討委員会開催 ○子どもと子育てに関する調査の調査内容について
3	平成25年 9月30日	子どもと子育てに関する調査の実施の告示（青森県告示第708号）
4	平成25年 9月30日～ 平成25年10月25日	子どもと子育てに関する調査の実施
5	平成26年 1月22日	第3回青森県子どもと子育てに関する調査検討委員会開催 ○子どもと子育てに関する調査結果報告書（案）について ○今後の子育て支援施策の方向性について
6	平成26年 2月13日	第1回青森県子ども・子育て支援推進会議開催 ○本県の子どもを取り巻く現状について ○子ども・子育て支援推進会議における今後の議論の進め方について ○子ども・子育て支援新制度の概要について
7	平成26年 4月30日	第1回青森県子ども・子育て支援推進本部会議開催 ○子ども・子育て支援推進体制の見直しについて ○次期「わくわくあおもり子育てプラン」（青森県次世代育成支援行動計画）の策定について
8	平成26年 5月7日	第2回青森県子ども・子育て支援推進会議開催 ○子どもと子育てに関する調査結果について ○市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」に関する調査結果について（平成26年4月時点の暫定的なもの） ○幼保連携型認定こども園に係る基準府省令について ○わくわくあおもり子育てプランに盛り込む子ども・子育て支援事業支援計画の検討項目について
9	平成26年 7月4日	平成26年度第1回青森県子ども・子育て支援推進本部幹事会開催 ○「わくわくあおもり子育てプラン」（後期計画）平成25年度実施状況及び平成26年度関連事業等について ○次期「わくわくあおもり子育てプラン」の策定について ○子ども・子育て支援事業支援計画について
10	平成26年 7月15日	「わくわくあおもり子育てプラン」（後期計画）の1次評価
11	平成26年 8月 1日	「わくわくあおもり子育てプラン」（前期計画）の2次評価



年月日	事項
12 平成26年8月6日	第3回青森県子ども・子育て支援推進会議開催 ○「わくわくあおもり子育てプラン」(後期計画)の平成25年度実施状況及び平成26年度関連事業等について ○「わくわくあおもり子育てプラン」(後期計画)の取組状況にかかる評価について ○次期「わくわくあおもり子育てプラン」の策定手順について ○青森県就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部改正について ○「わくわくあおもり子育てプラン」に盛り込む「子ども・子育て支援事業支援計画」の項目の内容について
16 平成26年10月22日	「(仮称) のびのびあおもり子育てプラン」(前期計画) 第1次素案に対する府内意見照会
17 平成26年11月7日	平成26年度第2回青森県子ども・子育て支援推進本部幹事会開催 ○「(仮称) のびのびあおもり子育てプラン」(前期計画)の第1次素案について
18 平成26年11月11日	第4回青森県子ども・子育て支援推進会議開催 ○「(仮称) のびのびあおもり子育てプラン」(前期計画)の第1次素案について
19 平成26年11月11日	「(仮称) のびのびあおもり子育てプラン」(前期計画) 第1次素案における事業編に対する府内意見照会
20 平成27年1月14日	「(仮称) のびのびあおもり子育てプラン」(前期計画) 第2次素案における府内意見照会
21 平成27年2月20日～平成27年3月9日	パブリックコメント実施
22 平成27年2月23日	青森県議会環境厚生委員会委員へパブリックコメント実施を報告
23 平成27年3月16日	「のびのびあおもり子育てプラン」(前期計画)最終案について府内意見照会
24 平成27年3月16日	第5回青森県子ども・子育て支援推進会議開催 ○「のびのびあおもり子育てプラン」(前期計画)最終案について意見聴取
25 平成27年3月24日	第2回青森県子ども・子育て支援推進本部会議開催 ○「のびのびあおもり子育てプラン」(前期計画)(案)について知事決裁
26 平成27年3月24日	公表

3 青森県附属機関に関する条例（抜粋）

昭和36年1月5日
青森県条例第十四号

(趣旨)

第1条 この条例は、別に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関のうち、条例で設置する知事の附属機関について、その設置、名称、担当する事務、委員の構成等及び法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織等について条例で定めることとされている知事の附属機関の組織、会議の運営等について必要な事項を定めるものとする。

(条例で設置する附属機関の組織等)

第2条 県に別表第1に掲げる附属機関を設置し、当該附属機関において担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は、同表の当該各欄に掲げるとおりとする。

(法令で設置された附属機関の組織等)

第3条 法令の規定により設置された附属機関のうち、その組織、運営等について条例で定めることとされている附属機関（次項に規定するものを除く。）の名称、担当する事務、組織、委員等の構成、定数、任期等は、別表第2の当該各欄に掲げるとおりとする。

(第2項略)

(会長等)

第4条 会長、委員長又は本部長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）は、別表第1及び別表第2の会長等及び副会長等の選任方法欄に掲げる選任方法により選任する。

2 会長等は、当該附属機関の事務を総理し、当該附属機関に代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき、又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長等が2人置かれる附属機関においては、副会長等の行なう前項の職務の範囲及び職務代理の順序については、当該附属機関の会長等の定めるところによる。

5 法令に別に定めのあるものを除くほか、会長等及び副会長等にともに事故があるとき、若しくはともに欠けたとき、又は副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき、若しくは欠けたときは、会長等があらかじめ指定する委員又は本部員がその職務を代理する。

(委員の任命等)

第5条 法令に別に定めのあるものを除くほか、委員等は、別表第1及び別表第2の委員等の構成欄に掲げる者のうちから知事が任命又は委嘱する。

2 委員又は本部員に欠員を生じた場合の補欠の委員又は本部員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 法令に別に定めのあるものを除くほか、附属機関の会議は、必要に応じて知事が招集する。ただし、青森県地方独立行政法人評価委員会、青森県公益認定等審議会、青森県障害者施策推進協議会、青森県生活衛生適正化審議会、青森県社会福祉審議会（以下「社会福祉審議会」という。）、青森県介護保険審査会、青森県救急搬送受入協議会、青森県土地利用審査会（以下「土地利用審査会」という。）、青森県都市計画審議会（以下「都市計画審議会」という。）、青森県開発審査会及び青森県建築審査会の会議は、必要に応じて会長（青森県地方独立行政法人評価委員会及び社会福祉審議会にあつては、委員長）が招集する。

- 2 会長等は、会議の議長となる。
- 3 法令に別に定めのあるもの並びに青森県防災会議（以下「防災会議」という。）及び青森県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の会議を除くほか、会議は、委員等（青森県地方独立行政法人評価委員会の会議の場合は委員及び議事に關係のある専門委員、青森県交通安全対策会議（以下「交通安全対策会議」という。）の会議の場合は委員及び議事に關係のある特別委員、青森県消費生活審議会（以下「消費生活審議会」という。）、社会福祉審議会、青森県国土利用計画審議会（以下「国土利用計画審議会」という。）及び都市計画審議会の会議の場合は、委員及び議事に關係のある臨時委員。次項において同じ。）の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 会議（防災会議及び防災本部の会議を除く。）の議決は、出席した委員等の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、土地利用審査会の会議のうち、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第12条第6項及び第13項（同条第15項において準用する場合を含む。）の規定による規制区域の指定及び指定の解除並びにその区域の減少に係る確認に関する会議の議決は、総委員の過半数をもつて決する。
- 5 前項ただし書の場合においては、議長は、委員として議決に加わることができる。
(第7条～第26条略)

(部会等)

第27条 法令に別に定めのあるもの及び第7条から前条までに定めのあるものを除くほか、知事は、必要があるときは、附属機関に部会、専門委員、参与、幹事等を置くことができる。

(施行事項)

第28条 この条例の施行について必要な事項は、知事が定める。

別表第1

名称	担当する事務	組織	委員等の構成	定数	任期	会長等及び副会長等の選任方法
青森県子ども・子育て支援推進会議	<p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第4項の規定により次に掲げる事務を処理すること。</p> <p>1 県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、子ども・子育て支援法第62条第5項に規定する事項を処理すること。</p> <p>2 県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。</p>	会長 委員	1 子どもの保護者 2 市町村長 3 事業主を代表する者 4 労働者を代表する者 5 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 6 学識経験を有する者	20人以内	2年	委員の互選

4 青森県子ども・子育て支援推進会議 幼保連携型認定こども園部会運営規程

(目的)

第一条 この規程は、青森県附属機関に関する条例（昭和三十六年条例第十四号）第三十一条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園部会（以下「部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(議事)

第二条 部会の議事は、次に掲げる事項とする。

- 一 幼保連携型認定こども園の設置の認可に関する事項
- 二 幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることに関する事項
- 三 幼保連携型認定こども園の設置の認可の取消しに関する事項

(部会の開催)

第三条 部会は委員の過半数の出席がなければ、部会を開くことができない。

(発言)

第四条 委員が、部会において発言する場合は、部会の長（以下「部会長」という。）の許可を受けなければならない。

(採決)

第五条 議案は委員の過半数で決し、可否同数の場合は、部会長の決するところによる。

2 部会長は、必要があるときは、部会に諮って、記名又は無記名の投票によって採決することができる。

(公開)

第六条 部会は、原則として公開とする。ただし、第二条各号に掲げる議事を調査審議する場合及び次のいずれかに該当する場合は、部会は非公開とする。

- 一 青森県情報公開条例（平成十一年条例第五十五号）第七条各号のいずれかに該当する情報について調査審議を行う場合
- 二 部会を公開することにより、部会の公正かつ円滑な運営に著しい支障が生じると認められる場合

(会議録)

第七条 部会の議事については、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- 一 開会及び閉会に関する事項
- 二 出席委員及び欠席委員の氏名
- 三 説明のために出席した者の職又は氏名
- 四 議題及び議事に関する事項
- 五 議決事項
- 六 その他必要と認めた事項

2 会議録は、すべて要点筆記の方法による。

3 部会長は第七条ただし書の規定により非公開とするものほか、公開することにより公正かつ円滑な調査審議等に著しい支障を及ぼすおそれのあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議録及び配布資料の全部または一部を非公開とすることができる。

(署名委員)

第八条 会議録に署名すべき委員は2名とし、部会長が指名する。

(庶務)

第九条 部会の運営に関する庶務は、健康福祉部こどもみらい課において処理する。



(補則)

第十条 この規程で定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が委員の意見を聞いて定める。

附 則

この規程は、平成27年1月16日から施行する。

青森県子ども・子育て支援推進会議委員 名簿

職名	氏名	役職名等	部会
会長	佐藤 三三	弘前大学名誉教授	○
委員	秋元 信行	青森県私立幼稚園連合会副会長	○
委員	阿部 博明	社団法人青森県子ども会育成連合会常務理事・事務局長	
委員	井ノ上 洋一	特定非営利活動法人はちのへ未来ネット事務局長	
委員	柿崎 哲男	青森県児童館連絡協議会会长	
委員	柿崎 博	青森県P.T.A連合会理事	○
委員	工藤 耕弘	青森県小学校長会対策部副部長	○
委員	熊谷 崇子	公益社団法人青森県看護協会会长	
委員	櫻庭 洋一	青森県商工会議所連合会常任幹事	
委員	田中 順造	青森県議会環境厚生委員会委員長	
委員	田村 桜	公募委員	○
委員	敦賀 仁	日本労働組合総連合会青森県連合会副事務局長	
委員	長尾 忠行	青森県市長会（平川市長）	
委員	前田 保	社会福祉法人青森県社会福祉協議会会长	○
委員	前田 みき	青少年育成青森県民議会会长	
委員	三浦 正名	青森県町村会総務厚生委員長（五戸町長）	
委員	村上 壽治	公益社団法人青森県医師会副会長	
委員	森 まつ子	青森県民生委員児童委員協議会理事	
委員	吉川 源悟	青森県商工会連合会専務理事	
委員	渡邊 建道	社団法人青森県保育連合会副会長	○

※名簿は五十音順、敬称略平成26年12月現在

※部会の欄に○印を付した委員は、幼保連携型認定こども園部会委員

5 青森県子ども・子育て支援推進本部設置要綱

(目的)

第1 未来の青森県づくりの原動力である子どもを健やかに産み育てられる環境を充実していくため、社会全体で子育てを支え合い、県民が安心して結婚し、子どもを産み育てられる「最適の地」青森県を目指し、子ども・子育て支援に関する総合的な施策の推進を図ることを目的とし、青森県子ども・子育て支援推進本部（以下「推進本部」）を設置する。

(所掌事務)

第2 推進本部は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援に係る施策の企画及び総合調整に関すること
- (2) 子ども・子育て支援に係る施策の推進に関すること
- (3) その他子ども・子育て支援に係る施策に関すること

(組織)

第3 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、知事をもって充て、副本部長は健康福祉部を所管する副知事をもって充てる。
- 3 本部員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長は、本部を総括する。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長がこれを主宰する。

- 2 本部長は、必要に応じて関係者に推進本部の会議への出席を求めることができる。

(幹事会)

第5 推進本部の円滑な運営を図るため、推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、会長、副会長及び幹事をもって組織する。
- 3 会長は健康福祉部長をもって充て、副会長は、健康福祉部こどもみらい課に係る事務を整理する健康福祉部次長をもって充てる。
- 4 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 会長は、幹事会を総括する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 7 幹事会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が主宰する。
- 8 会長は、必要に応じて関係者に幹事会の会議への出席を求めることができる。

(庶務)

第6 推進本部の庶務は、健康福祉部こどもみらい課において処理する。

(その他)

第7 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月17日から施行する。



別表第1（第3関係）

副知事（健康福祉部を所管しない副知事）
総務部長
企画政策部長
環境生活部長
健康福祉部長
商工労働部長
農林水産部長
県土整備部長
観光国際戦略局長
エネルギー総合対策局長
出納局長
東青地域県民局長
中南地域県民局長
三八地域県民局長
西北地域県民局長
上北地域県民局長
下北地域県民局長
病院事業管理者
教育長
警察本部長

別表第2 (第5関係)

財政課長
 総務学事課長
 企画調整課長
 県民生活文化課長
 青少年・男女共同参画課長
 健康福祉政策課長
 がん・生活習慣病対策課長
 医療薬務課長
 保健衛生課長
 こどもみらい課長
 障害福祉課長
 商工政策課長
 労政・能力開発課長
 農林水産政策課長
 監理課長
 観光企画課長
 エネルギー開発振興課長
 会計管理課長
 東青地域県民局地域連携部長
 中南地域県民局地域連携部長
 三八地域県民局地域連携部長
 西北地域県民局地域連携部長
 上北地域県民局地域連携部長
 下北地域県民局地域連携部長
 病院局運営部経営企画室長
 教育庁教育政策課長
 教育庁学校教育課長
 教育庁生涯学習課長
 教育庁スポーツ健康課長
 警察本部総務室総務事務推進課長
 警察本部生活安全部生活安全企画課長
 警察本部生活安全部少年課長



参考

【参考1】 次世代育成支援対策推進法（抄）

（平成15年7月16日法律第20号）

最終改正：平成26年4月23日法律第28号

（一部未施行）

第1章 総則（第1条 - 第6条）

第2章 行動計画

第1節 行動計画策定指針（第七条）

第2節 市町村行動計画及び都道府県行動計画（第8条 - 第11条）

第3節 一般事業主行動計画（第12条 - 第18条）

第4節 特定事業主行動計画（第19条）

第5節 次世代育成支援対策推進センター（第20条）

第3章 次世代育成支援対策地域協議会（第21条）

第4章 雜則（第22条・第23条）

第5章 罰則（第24条 - 第27条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「次世代育成支援対策」とは、次代の社会を担う子どもを育成し、又は育成しようとする家庭に対する支援その他の次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備のための国若しくは地方公共団体が講ずる施策又は事業主が行う雇用環境の整備その他の取組をいう。

（基本理念）

第3条 次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭その他の場において、子育ての意義についての理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるように配慮して行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念（次条及び第7条第1項において「基本理念」という。）にのっとり、相互に連携を図りながら、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

（事業主の責務）

第5条 事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより自ら



次世代育成支援対策を実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

(国民の責務)

第6条 国民は、次世代育成支援対策の重要性に対する関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる次世代育成支援対策に協力しなければならない。

第2章 行動計画

第1節 行動計画策定指針

第7条 主務大臣は、次世代育成支援対策の総合的かつ効果的な推進を図るため、基本理念にのっとり、次条第1項の市町村行動計画及び第9条第1項の都道府県行動計画並びに第12条第1項の一般事業主行動計画及び第19条第1項の特定事業主行動計画（次項において「市町村行動計画等」という。）の策定に関する指針（以下「行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 次世代育成支援対策の実施に関する基本的な事項

(2) 次世代育成支援対策の内容に関する事項

(3) 次条第1項の市町村行動計画において、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条第4項に規定する保育の実施の事業、同法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省令で定める次世代育成支援対策に係る次条第2項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準

(4) その他次世代育成支援対策の実施に関する重要な事項

3 主務大臣は、少子化の動向、子どもを取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに行動計画策定指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第1項の市町村行動計画及び第9条第1項の都道府県行動計画に係る部分について、総務大臣に協議しなければならない。

5 主務大臣は、行動計画策定指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 市町村行動計画及び都道府県行動計画

(都道府県行動計画)

第9条 都道府県は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該都道府県の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、保護を要する子どもの養育環境の整備、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「都道府県行動計画」という。）を策定するものとする。

2 都道府県行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 次世代育成支援対策の実施により達成しようとする目標

(2) 実施しようとする次世代育成支援対策の内容及びその実施時期

(3) 次世代育成支援対策を実施する市町村を支援するための措置の内容及びその実施時期

3 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、事業主、労働者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 都道府県は、都道府県行動計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、主務大臣に提出しなければならない。



- 6 都道府県は、おおむね1年に1回、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況を公表するよう努めるものとする。
- 7 都道府県は、定期的に、都道府県行動計画に基づく措置の実施の状況に関する評価を行い、都道府県行動計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更することその他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 8 都道府県は、都道府県行動計画の策定及び都道府県行動計画に基づく措置の実施に関して特に必要があると認めるときは、市町村、事業主その他の関係者に対して調査を実施するため必要な協力を求めることができる。

(都道府県の助言等)

第10条 都道府県は、市町村に対し、市町村行動計画の策定上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

2 主務大臣は、都道府県に対し、都道府県行動計画の策定の手法その他都道府県行動計画の策定上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(市町村及び都道府県に対する交付金の交付等)

第11条 国は、市町村又は都道府県に対し、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置の実施に要する経費に充てるため、厚生労働省令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができる。

2 国は、市町村又は都道府県が、市町村行動計画又は都道府県行動計画に定められた措置を実施しようとするときは、当該措置が円滑に実施されるように必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第3章 次世代育成支援対策地域協議会

第21条 地方公共団体、事業主、住民その他の次世代育成支援対策の推進を図るための活動を行う者は、地域における次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議するため、次世代育成支援対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

第4章 雜則

(主務大臣等)

第22条 第7条第1項及び第3項から第5項までにおける主務大臣は、行動計画策定指針のうち、市町村行動計画及び都道府県行動計画に係る部分並びに一般事業主行動計画に係る部分（雇用環境の整備に関する部分を除く。）については厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とし、その他の部分については厚生労働大臣とする。

2 第9条第5項及び第10条第2項における主務大臣は、厚生労働大臣、国家公安委員会、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣とする。

3 第7条第2項第3号における主務省令は、厚生労働省令、内閣府令、文部科学省令、農林水産省令、経済産業省令、国土交通省令、環境省令とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第7条及び第22条第1項の規定は公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から、第8条から第19条まで、第22条第2項、第23条から第25条まで、第26条第1号から第3号まで及び第27条の規定は平成17年4月1日から施行する。

(この法律の失効)

第2条 この法律は、平成37年3月31日限り、その効力を失う。

2及び3 略

(検討)

第3条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。



【参考2】 少子化社会対策基本法（抄）

前文

第1章 総則（第1条 - 第9条）

第2章 基本的施策（第10条 - 第17条）

第3章 少子化社会対策会議（第18条・第19条）

附則

我が国における急速な少子化の進展は、平均寿命の伸長による高齢者の増加とあいまって、我が国の人団構造にひずみを生じさせ、21世紀の国民生活に、深刻かつ多大な影響をもたらす。我らは、紛れもなく、有史以来の未曾有の事態に直面している。

しかしながら、我らはともすれば高齢社会に対する対応にのみ目を奪われ、少子化という、社会の根幹を揺るがしかねない事態に対する国民の意識や社会の対応は、著しく遅れている。少子化は、社会における様々なシステムや人々の価値観と深くかかわっており、この事態を克服するためには、長期的な展望に立った不斷の努力の積重ねが不可欠で、極めて長い時間を要する。急速な少子化という現実を前にして、我らに残された時間は、極めて少ない。

もとより、結婚や出産は個人の決定に基づくものではあるが、こうした事態に直面して、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備し、子どもがひとしく心身ともに健やかに育ち、子どもを生み、育てる者が真に誇りと喜びを感じることのできる社会を実現し、少子化の進展に歯止めをかけることが、今、我らに、強く求められている。生命を尊び、豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に向け、新たな一歩を踏み出すことは、我らに課せられている喫緊の課題である。

ここに、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにし、少子化に的確に対処するための施策を総合的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、我が国において急速に少子化が進展しており、その状況が21世紀の国民生活に深刻かつ多大な影響を及ぼすものであることにかんがみ、このような事態に対し、長期的な視点に立って的確に対処するため、少子化社会において講ぜられる施策の基本理念を明らかにするとともに、国及び地方公共団体の責務、少子化に対処するために講ずべき施策の基本となる事項その他の事項を定めることにより、少子化に対処するための施策を総合的に推進し、もって国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（施策の基本理念）

第2条 少子化に対処するための施策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下に、国民の意識の変化、生活様式の多様化等に十分留意しつつ、男女共同参画社会の形成とあいまって、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、次代の社会を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備することを旨として講ぜられなければならない。

2 少子化に対処するための施策は、人口構造の変化、財政の状況、経済の成長、社会の高度化その他の状況に十分配意し、長期的な展望に立って講ぜられなければならない。

3 少子化に対処するための施策を講ずるに当たっては、子どもの安全な生活が確保されるとともに、子どもがひとしく心身ともに健やかに育つことができるよう配慮しなければならない。

4 社会、経済、教育、文化その他あらゆる分野における施策は、少子化の状況に配慮して、講ぜられなければならない。



(国の責務)

第3条 国は、前条の施策の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、少子化に対処するための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、少子化に対処するための施策に関し、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業主の責務)

第5条 事業主は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、国又は地方公共団体が実施する少子化に対処するための施策に協力するとともに、必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

(国民の責務)

第6条 国民は、家庭や子育てに夢を持ち、かつ、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に資するよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(雇用環境の整備)

第10条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者が充実した職業生活を営みつつ豊かな家庭生活を享受することができるよう、育児休業制度等子どもを生み、育てる者の雇用の継続を図るための制度の充実、労働時間の短縮の促進、再就職の促進、情報通信ネットワークを利用した就労形態の多様化等による多様な就労の機会の確保その他必要な雇用環境の整備のための施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、前項の施策を講ずるに当たっては、子どもを養育する者がその有する能力を有效地に発揮することの妨げとなっている雇用慣行の是正が図られるよう配慮するものとする。

(保育サービス等の充実)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもを養育する者の多様な需要に対応した良質な保育サービス等が提供されるよう、病児保育、低年齢児保育、休日保育、夜間保育、延長保育及び一時保育の充実、放課後児童健全育成事業等の拡充その他の保育等に係る体制の整備並びに保育サービスに係る情報の提供の促進に必要な施策を講ずるとともに、保育所、幼稚園その他の保育サービスを提供する施設の活用による子育てに関する情報の提供及び相談の実施その他の子育て支援が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、保育において幼稚園の果たしている役割に配慮し、その充実を図るとともに、前項の保育等に係る体制の整備に必要な施策を講ずるに当たっては、幼稚園と保育所との連携の強化及びこれらに係る施設の総合化に配慮するものとする。

(地域社会における子育て支援体制の整備)

第12条 国及び地方公共団体は、地域において子どもを生み、育てる者を支援する拠点の整備を図るとともに、安心して子どもを生み、育てることができる地域社会の形成に係る活動を行う民間団体の支援、地域における子どもと他の世代との交流の促進等について必要な施策を講ずることにより、子どもを生み、育てる者を支援する地域社会の形成のための環境の整備を行うものとする。

(母子保健医療体制の充実等)

第13条 国及び地方公共団体は、妊娠婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導等の母子保健サービスの提供に係る体制の整備、妊娠婦及び乳幼児に対し良質かつ適切な医療（助産を含む。）が提供される体制の整備等安心して子どもを生み、育てることができる母子保健医療体制の充実のために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、不妊治療を望む者に対し良質かつ適切な保健医療サービスが提供されるよう、不妊治療に係る情報の提供、不妊相談、不妊治療に係る研究に対する助成等必要な施策を講ずるものとする。

(ゆとりのある教育の推進等)



第14条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の教育に関する心理的な負担を軽減するため、教育の内容及び方法の改善及び充実、入学者の選抜方法の改善等によりゆとりのある学校教育の実現が図られるよう必要な施策を講ずるとともに、子どもの文化体験、スポーツ体験、社会体験その他の体験を豊かにするための多様な機会の提供、家庭教育に関する学習機会及び情報の提供、家庭教育に関する相談体制の整備等子どもが豊かな人間性をはぐくむことができる社会環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境の整備)

第15条 国及び地方公共団体は、子どもの養育及び成長に適した良質な住宅の供給並びに安心して子どもを遊ばせることができる広場その他の場所の整備を促進するとともに、子どもが犯罪、交通事故その他の危害から守られ、子どもを生み、育てる者が豊かで安心して生活することができる地域環境を整備するためのまちづくりその他の必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第16条 国及び地方公共団体は、子どもを生み、育てる者の経済的負担の軽減を図るため、児童手当、奨学事業及び子どもの医療に係る措置、税制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(教育及び啓発)

第17条 国及び地方公共団体は、生命の尊厳並びに子育てにおいて家庭が果たす役割及び家庭生活における男女の協力の重要性について国民の認識を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 国及び地方公共団体は、安心して子どもを生み、育てることができる社会の形成について国民の関心と理解を深めるよう必要な教育及び啓発を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

【参考3】 子ども・子育て支援法（抄）

（平成24年8月22日法律第60号）

最終改正：平成26年6月13日法律第69号

第1章 総則（第1条 - 第7条）

第2章 子ども・子育て支援給付

第1節 通則（第8条）

第2節 子どものための現金給付（第9条・第10条）

第3節 子どものための教育・保育給付

第1款 通則（第11条 - 第18条）

第2款 支給認定等（第19条 - 第26条）

第3款 施設型給付費及び地域型保育給付費等の支給（第27条 - 第30条）

第3章 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者

第1節 特定教育・保育施設（第31条 - 第42条）

第2節 特定地域型保育事業者（第43条 - 第54条）

第3節 業務管理体制の整備等（第55条 - 第57条）

第4節 教育・保育に関する情報の報告及び公表（第58条）

第4章 地域子ども・子育て支援事業（第59条）

第5章 子ども・子育て支援事業計画（第60条 - 第64条）

第6章 費用等（第65条 - 第71条）

第7章 子ども・子育て会議等（第72条 - 第77条）

第8章 雜則（第78条 - 第82条）

第九章 罰則（第83条 - 第87条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第2条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

（市町村等の責務）

第3条 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、この法律の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

（1）子どもの健やかな成長のために適切な環境が等しく確保されるよう、子ども及びその保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこと。

（2）子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業



その他の子ども・子育て支援を円滑に利用するために必要な援助を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。

(3) 子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること。

2 都道府県は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、子ども・子育て支援のうち、特に専門性の高い施策及び各市町村の区域を超えた広域的な対応が必要な施策を講じなければならない。

3 国は、市町村が行う子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業その他この法律に基づく業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村及び都道府県と相互に連携を図りながら、子ども・子育て支援の提供体制の確保に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、その雇用する労働者に係る多様な労働条件の整備その他の労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備を行うことにより当該労働者の子育ての支援に努めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

(国民の責務)

第5条 国民は、子ども・子育て支援の重要性に対する关心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる子ども・子育て支援に協力しなければならない。

第5章 子ども・子育て支援事業計画

(基本指針)

第60条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
- (2) 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第62条第1項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
- (3) 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
- (4) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣、厚生労働大臣その他の関係行政機関の長に協議するとともに、第72条に規定する子ども・子育て会議の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県子ども・子育て支援事業支援計画)

第62条 都道府県は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」という。）を定めるものとする。

- 2 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 都道府県が当該都道府県内の市町村が定める教育・保育提供区域を勘案して定める区域ごとの当該区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - (2) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
 - (3) 特定教育・保育及び特定地域型保育を行う者並びに地域子ども・子育て支援事業に従事する者の確保及び資質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - (4) 保護をする子どもの養育環境の整備、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児に対して行われる保護並びに日常生活上の指導及び知識技能の付与その他の子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する施策の実施に関する事項
 - (5) 前号の施策の円滑な実施を図るために必要な市町村との連携に関する事項
- 3 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関する第31条第3項及び第32条第3項の規定による協議に係る調整その他市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整に関する事項
 - (2) 教育・保育情報の公表に関する事項
 - (3) 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
- 4 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画は、社会福祉法第108条に規定する都道府県地域福祉支援計画、教育基本法第17条第2項の規定により都道府県が定める教育振興基本計画その他の法律の規定による計画であって子どもの福祉又は教育に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第77条第四項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聽かなければならない。
- 6 都道府県は、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。
- (都道府県知事の助言等)
- 第63条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成上の技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、都道府県に対し、都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成の手法その他都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

第7章 子ども・子育て会議等

(設置)

第72条 内閣府に、子ども・子育て会議（以下この章において「会議」という。）を置く。

(権限)

第73条 会議は、この法律又は他の法律によりその権限に属させられた事項を処理するほか、内閣総理大臣の諮問に応じ、この法律の施行に関する重要事項を調査審議する。

2 会議は、前項に規定する重要事項に関し内閣総理大臣その他の関係各大臣に意見を述べることができる。

3 会議は、この法律に基づく施策の実施状況を調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣そ



の他の関係各大臣に意見を述べることができる。

(市町村等における合議制の機関)

第77条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

- (1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第31条第2項に規定する事項を処理すること。
 - (2) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第43条第3項に規定する事項を処理すること。
 - (3) 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第61条第7項に規定する事項を処理すること。
 - (4) 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。
- 4 都道府県は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
- (1) 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画に関し、第62条第5項に規定する事項を処理すること。
 - (2) 当該都道府県における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- 5 第2項及び第3項の規定は、前項の規定により都道府県に合議制の機関が置かれた場合に準用する。

I はじめに

- 「健やか親子21」（計画期間：平成13年から平成26年まで）は、21世紀の母子保健の主要な取組を提示するビジョンであり、関係者、関係機関・団体が一体となって、その達成に向けて取り組む国民運動計画として、「健康日本21」の一翼を担うものである。
- 平成25年11月にとりまとめられた最終評価報告書で示された今後の課題や提言をもとに、平成27年度から始まる「健やか親子21（第2次）」について、6回にわたる検討会で議論を進め、平成26年3月に検討会報告書をとりまとめた。

II 「健やか親子21（第2次）」の基本的な考え方

1 基本的視点

- 指標の設定は、下記の観点から行った。
 - ・今まで努力したが達成（改善）できなかったもの（例：思春期保健対策）
 - ・今後も引き続き維持していく必要があるもの（例：乳幼児健康診査事業等の母子保健水準の維持）
 - ・21世紀のあらたな課題として取り組む必要のあるもの（例：児童虐待防止対策）
 - ・改善したが指標から外すことで悪化する可能性があるもの（例：喫煙・飲酒対策）

2 10年後に目指す姿

- 日本全国どこで生まれても、一定の質の母子保健サービスが受けられ、かつ生命が守られるという地域間での健康格差を解消すること。
- 疾病や障害、経済状態等の個人や家庭環境の違い、多様性を認識した母子保健サービスを展開すること。
- 上記2点から、10年後の目指す姿を「すべての子どもが健やかに育つ社会」とした。

3 課題の構成

- 「全ての子どもが健やかに育つ社会」の10年後の実現に向け、3つの基盤となる2つの重点的な課題を設定した（図1、表1）
- まず、3つの基盤課題のうち、基盤課題Aと基盤課題Bには従来から取り組んできたが引き続き改善が必要な課題や、少子化や家族形態の多様化等を背景として新たに出現してきた課題があり、ライフステージを通してこれらの課題の解決を図ることを目指す。また、基盤課題Cでは、基盤課題Aと基盤課題Bを広くした支えする環境づくりを目指すための課題として設定した。
- 次に、2つの重点課題は、様々ある母子保健課題の中でも、基盤課題A～Cでの取組を摂り一歩進めた形で重点的に取り組む必要があるものとし設定した。

図1 健やか親子21(第2次) イメージ図

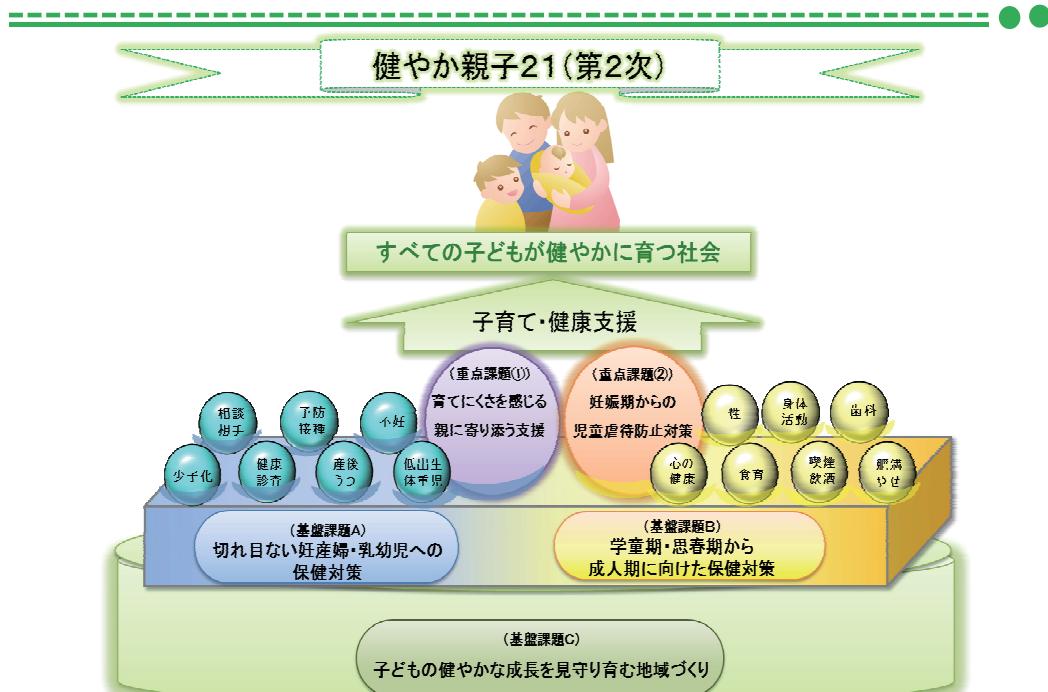


表1 「健やか親子21（第2次）」における課題の概要

課題名		課題の説明
基盤課題A	切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策	妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、各事業間や関連機関間の有機的な連携体制の強化や、情報の利活用、母子保健事業の評価・分析体制の構築を図ることにより、切れ目ない支援体制の構築を目指す。
基盤課題B	学童期・思春期から成人期に向けた保健対策	児童生徒自らが、心身の健康に関心を持ち、より良い将来を生きるため、健康の維持・向上に取り組めるよう、他分野の協働による健康教育の推進と次世代の健康を支える社会の実現を目指す。
基盤課題C	子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり	社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を孤立させないよう支えていく地域づくりを目指す。具体的には、国や地方公共団体による子育て支援施策の拡充に限らず、地域にある様々な資源（NPOや民間団体、母子愛育会や母子保健推進員等）との連携や役割分担の明確化が挙げられる。
重点課題①	育てにくさを感じる親に寄り添う支援	親子が発信する様々な育てにくさ（※）のサインを受け止め、丁寧に向き合い、子育てに寄り添う支援の充実を図ることを重点課題の一つとする。 (※) 育てにくさとは：子育てに関わる者が感じる育児上の困難感で、その背景として、子どもの要因、親の要因、親子関係に関する要因、支援状況を含めた環境に関する要因など多面的な要素を含む。育てにくさの概念は広く、一部には発達障害等が原因となっている場合がある。
重点課題②	妊娠期からの児童虐待防止対策	児童虐待を防止するための対策として、①発生予防には、妊娠届出時など妊娠期から関わることが重要であること、②早期発見・早期対応には、新生児訪問等の母子保健事業と関係機関の連携強化が必要であることから重点課題の一つとする。

III 目標設定

- 現計画の指標をもとに、「健康水準の指標」、「健康行動の指標」、「環境整備の指標」の3段階に整理した。また、現計画において目標を達成したと評価したもの等を「参考とする指標」として設定し、具体的な目標値を設けないものの、データの推移等を継続的に注視する指標とした。
- 現計画では、目標を設けた指標が69指標74項目と多かったため、達成状況や現状を踏まえ見直しを行い、目標を設けた52の指標（うち再掲2指標を含む）と、目標を設けない参考とする指標として28の指標を設定した。
- 目標値の設定にあたっては、既存の統計調査から現状や今後の推移の見通し等の分析を行い、無効10年間で取組が着実に促されるよう段階的な目標設定を行った（別紙）。既存の調査がない指標については、今後出来るだけ速やかに調査研究等を行い、ベースライン値及び目標値を設定する。

IV 国民運動計画としての取組の充実に向けて

1 国民の主体的取組の推進

すべての子供が健やかな生活を送ることができるよう、国民一人ひとりが、親子を取り巻く温かな環境づくりへの関心と理解を深め、主体的に取り組むこと。

2 「健やか親子21」推進協議会及び各参画団体の活動の更なる活性化

課題の達成に向け、取組を推進する団体等が活動しやすく、連携しやすい柔軟な仕組みを取り入れることや、学術団体や職の団体などと連携した取組を推進すること。

3 企業や学術団体等との連携、協働による取組推進の体制づくり

子育て等に関する事業を展開する企業や学術団体等と連携した普及啓発活動を行うこと。また、参画する企業にとっても、広報活動や社会貢献に繋がる仕組みを検討すること。

4 国及び地方公共団体における取組の推進

－ 健康格差の解消に向けて国・都道府県・市町村に求められる役割－

- 計画期間と達成すべき具体的課題を明確にした目標を設定し、「①地域の現状等の把握（情報収集）」→「②課題の抽出」→「③改善策の検討」→「④改善策の実行」というPDCAサイクルで母子保健事業を実施し、評価する仕組みが必要であること。
- 国は、全国的な母子保健水準や母子保健事業の実施状況等を評価するための目標を設定し、広く関係者等に対して、その目標を周知すること。
- 都道府県は、県内の課題の把握等を広域的かつ専門的な立場から行い、都道府県母子保健計画を策定し、課題解決に向けて、県内の地方公共団体間の役割分担や関係機関等との連携強化について中心的な役割を果たすこと。
- 県型保健所は、地域保険における広域的、専門的かつ技術的拠点であり、管内市町村における事業評価及び改善を円滑に進めるために、積極的に協力・支援に取り組むこと。
- 市町村は母子保健事業の主たる実施者として、関連部署や関係機関等と連携し、個々の状況に応じたきめ細かな支援を行い、把握した情報等から課題の明確化や対応策の検討を行い、事業に反映すること。指定都市・中核市の場合は、県型保健所の役割も同時に担うことになるが、より広域的な事業評価等を行っていくために、都道府県と連携すること。



平成
27年
3月

青森県次世代育成支援行動計画
前期計画(平成27年度～平成31年度)

(平成27年3月)

発行 青森県健康福祉部こどもみらい課
〒030-8570 青森市長島1丁目1-1
電話 017-734-9301 FAX 017-734-8091
のびのびすぐすくホームページ
<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/family/nobinobitop.html>